

不法就労助長の現状について

外国人雇用管理セミナー

群馬県警察本部生活安全部
生活環境課課長補佐

本日の予定

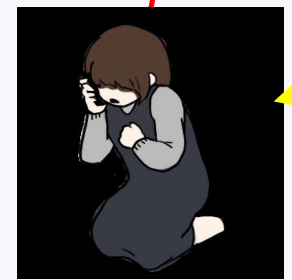
- 第1 警察で取締りを行う雇用関係事犯とは**
- 第2 当事者となるのはどのようなときなのか**
- 第3 検挙事例紹介**
- 第4 当事者とならないための対策とは**

第1 外国人労働者に係る雇用関係事犯とは

○ 雇用主、仲介業者が不法就労活動を助長したり、外国人労働者を不正に労働派遣、職業紹介・募集したり、中間搾取、強制労働させるなどの行為により、

- ・ 出入国管理及び難民認定法
- ・ 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- ・ 職業安定法
- ・ 労働基準法

等の法令に違反した事犯をいう。



外国人

在留資格が切れているなどの弱い立場を利用して、ブローカーなどが金銭を中抜きして、低賃金を手渡す。



中抜き

ブローカー
仲介人

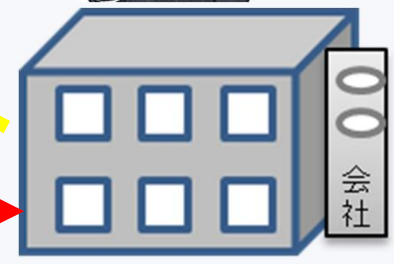


あっせん

給与



雇用会社



働き場所を変えるため、所在不明となる。

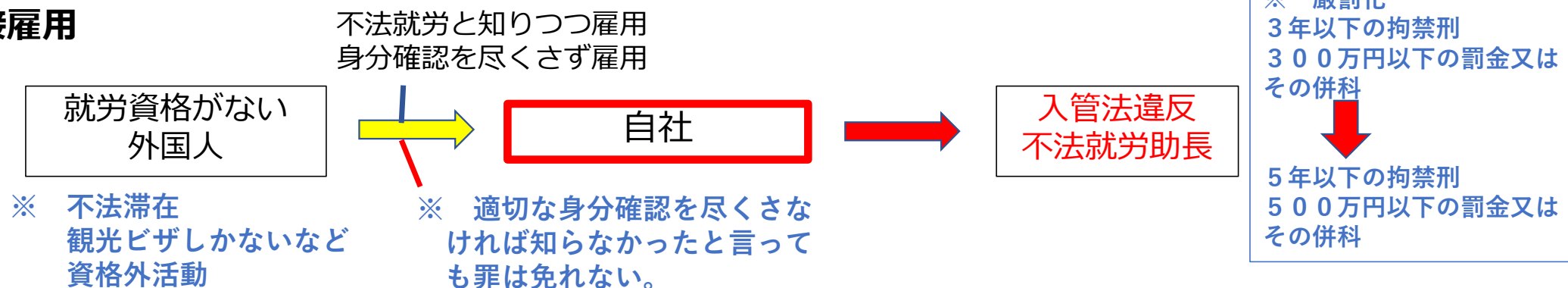
お金を稼ぐために
在留期限が過ぎても残留。
もっと給料が高い場所で働きたい。

労働市場に悪影響を及ぼすほか、地下銀行利用等の犯罪フラ事案や労働力や金銭の搾取を目的とした人身取引事案につながる。

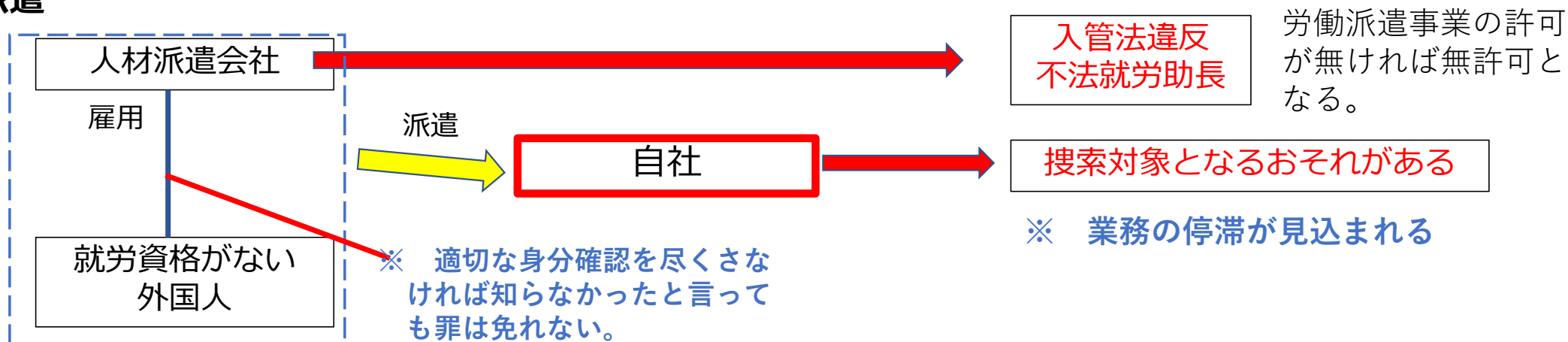
研修先を逃げ出した後、パスポートを取り上げられて、低賃金で強制労働をさせられている場合も・・・

第2 実際にどんな場合があるの？

直接雇用



派遣



第3 検挙事例紹介

令和8年、群馬県内に本社を置く、人材派遣会社Aは、外国籍を有する者らが、在留期限を経過して不法に残留する者などであるのに、**その確認に必要な方法を尽くさないで、派遣労働者として雇用し、群馬県内に派遣して工員として稼働させ、報酬を受ける活動に従事させて、外国人に不法就労活動をさせたとして、人材派遣会社Aの経営者や従業員らを逮捕。**

第4 雇用関係事犯の関係者にならないために

1 労働者の派遣を受ける場合

- ・相手方が労働者派遣法の許可を持っているか
- ・就労資格のある者が派遣されてきているか。

2 外国人労働者を雇用、派遣を受ける場合

必ず在留カードを提出させるなど適切な身分確認を実施。

- ・在留期限は過ぎていないか
- ・雇用に適した就労資格があるか

○在留カードが本物であるか確認を実施。

- ・雇用時は必ず在留カードを目視で確認
- ・出入国在留管理庁で作成した在留カード等読取アプリケーションを利用して、在留カードが本物であるかなど確認を尽くす